

2023年4月12日
住友生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金 ならびに災害死亡保険金等の取扱い終了について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）では、2020年4月から、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取り扱い、入院給付金等のお支払対象とする特別取扱い（以下「みなし入院」）を実施しています。2022年9月26日以降は重症化リスクの高い方の宿泊療養・自宅療養を「みなし入院」による入院給付金のお支払対象としています^{※1}。

また、2020年2月から災害による死亡等を保障する商品について、新型コロナウイルス感染症による死亡等を災害死亡保険金等のお支払対象としています^{※2}。

※1 2022年9月9日付リリース「新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院給付金のお取扱いについて」をご覧ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/about/newsrelease/pdf/2022/220909.pdf>

※2 災害死亡保険金等のお支払対象となる特約については当社ホームページ「災害死亡保険金等をお支払いする商品の約款改定について」をご覧ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/coronavirus5.pdf>

今般、2023年1月27日付新型コロナウイルス対策本部決定により、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、2023年5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づける、との方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。こうした状況を踏まえ、2023年5月8日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払いならびに個人保険・財形保険における災害死亡保険金等のお支払いについて、その取扱いを終了することとします^{※3}。

※3 今後特段の事情が生じ、2023年5月8日までに政府が上記の方針を見直し、本ニュースリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

なお、2023年5月7日までに発生したみなし入院や死亡等については、ご請求が2023年5月8日以降となってもこれまで通りの対応を継続しますのでご安心ください。

<ご参考>

○新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院給付金のお支払範囲

ケース * 右記の日付は陽性診断日		2022年9月25日 以前	2022年9月26日～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊療養・自宅 療養された場合 (特別取扱い)	重症化リスク の高い方※4	○ お支払対象	○ お支払対象	<u>× お支払対象外</u>
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

※4 「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

○新型コロナウイルス感染症に対する災害死亡保険金等のお支払範囲

ケース * 右記の日付は支払理由発生日	2023年5月7日 以前	2023年5月8日 以降
お亡くなりになった場合 ※5 高度障害状態になられた場合	○ お支払対象	<u>× お支払対象外</u>

※5 災害保障を提供する保険の災害死亡保険金等のお支払範囲であり、通常の死亡保険金等については、引き続きお支払対象となります。

また、特別条件特約または新特別条件特約において、特別条件（保険金削減支払い、特定部位不支払いまたは特定状態不支払い）を適用せずに保険金等をお支払いすることとなる感染症からも対象外となり、今後は特別条件が適用されることとなります。

以上